

神奈川県エコファーマーマーク使用細則

1 神奈川県エコファーマーマーク使用規程第3条のその他の使用に係る事項は次のとおりとする。

- (1) マークは導入計画に基づき生産された農産物に使用でき、農産物加工食品には使用できない。ただし、精米、荒茶等は、通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。
- (2) マークはスーパー等で販売するときに、PR のために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。
- (3) マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。
- (4) 第3条4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。

2 使用例

- 認定番号を記載する場合



○ 生産者を記載する場合

(例1) 環境にやさしい農業を行っています	(例2) 環境にやさしい農業をはじめました	(例3) エコファーマー eco farmer
		
エコファーマー 神奈川県 生産者氏名	エコファーマー 神奈川県 生産者氏名	エコファーマー 神奈川県 生産者氏名

○ 団体名を使用する場合

(例1) 環境にやさしい農業を行っています	(例2) 環境にやさしい農業をはじめました	(例3) エコファーマー eco farmer
		
エコファーマー 神奈川県 △△部会 URL : WWW.abcd.html	エコファーマー 神奈川県 □□グループ TEL 012-345-678□	エコファーマー 神奈川県 ●●●営農組合 URL : WWW.efgh.html

3 使用禁止例



※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

4 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー (CMYK)	特色
BLUE	C100 M30	DIC 181
GREEN	C90 Y100	DIC 2558
BLACK	K100	DIC 2368



モノクロ再現

BLACK K100



附則

この細則は平成24年1月11日から施行する。